

令和5年度改正関係資料 (納税環境整備関係)

電子帳簿等保存制度の見直し(令和5年度改正)

- 経済社会のデジタル化を踏まえ、経理の電子化による生産性の向上、テレワークの推進、税務情報のデジタル化、優良な電子帳簿の普及・一般化に資する観点から、電子取引データや所得税、法人税、消費税等の帳簿書類を電子的に保存するための手続について、以下の見直しを行う（令和6年1月1日以後適用）。

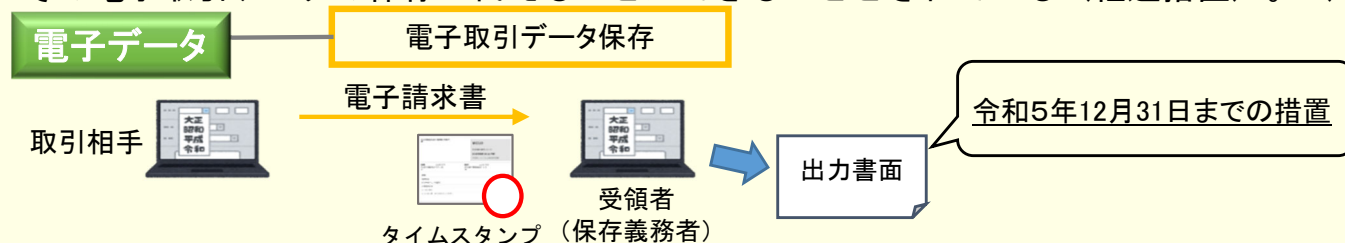
1 電子取引の取引情報に係る電磁的記録(電子取引データ)の保存制度の見直し

【改正前】

○申告所得税及び法人税の保存義務者は、電子取引を行った場合には、保存要件に従って、その電子取引の取引情報に係る電磁的記録（電子取引データ）を保存しなければならないこととされている。（令和3年度改正）

（注）具体的な、「保存要件」については、「改ざん防止の要件（タイムスタンプ等）」、「検索機能の確保の要件」、「見読可能装置の備付けの要件」等がある。

○令和5年12月31日までに電子取引を行う場合には、事実上、電子取引データを出力することにより作成した出力書面の保存をもって、その電子取引データの保存に代えることができることとされている（経過措置）。（令和4年度改正）



【改正後(1)】システム対応が間に合わなかった事業者等への対応(新たな猶予措置)

- 改正前の経過措置（令和4年度改正で整備）は、適用期限（令和5年12月31日）の到来をもって廃止。
- 保存要件に従って電子取引データの保存ができなかったことについて相当の理由があると認める場合（事前手続不要）には、従前行われていた出力書面の提示・提出の求めに応じることに加え、電子取引データのダウンロードの求めに応じることができるようにしておけば、検索機能の確保などの保存要件を不要としてその電子取引データの保存を可能とする、新たな猶予措置を整備する。

	位置づけ	適用要件	運用上の配慮	保存期間	具体的な適用場面
改正前	令和5年12月31日までの経過措置	・税務署長がやむを得ない事情があると認める場合（保存義務者からの手続は不要）。 ・出力書面の提示・提出の求めに応じることができるようにしておくこと。	事実上出力書面による保存が可能	出力書面について、事実上、税務調査期間の保存が必要	システム対応が間に合わなかった事業者等に適用 ※システム整備する意向がある旨を口頭で回答する必要
改正後	本則(新たな猶予措置)	・税務署長が相当の理由があると認める場合（保存義務者からの手続は不要）。 ・出力書面の提示・提出及び電子取引データのダウンロードの求めに応じることができるようにしておくこと。	なし ※あくまでも、電子取引データの保存が必要	電子取引データ及び出力書面について、事実上、税務調査期間の保存が必要	システム対応を相当の理由により行うことができなかった事業者等に適用

※令和6年1月1日以後に行う電子取引データについて適用される。

【改正後(2)】 電子取引の取引情報に係る電磁的記録（電子取引データ）の保存制度における検索機能の確保の要件の見直し

【検索機能の確保の要件】

- ① 次の要件を充足した検索機能を確保しておく必要
- イ 取引年月日その他の日付、取引金額及び取引先（記録項目）を検索の条件として設定することができること。
 - ロ 日付又は金額に係る記録項目については、その範囲を指定して条件を設定することができること。
 - ハ 2以上の任意の記録項目を組み合わせることで条件を設定することができること。
- ② ダウンロードの求めに応じることができるようにしている場合には、上記ロ・ハの要件が不要となり、更に「売上高が1千万円以下」である事業者は、全ての検索機能の確保の要件が不要となる。

【改正後】

- ❶ 電子取引データのダウンロードの求めに応じることが前提に、全ての検索機能の確保の要件が不要となる上記②の売上高基準を「5千万円以下」に引き上げる。
- ❷ 電子取引データを出力することにより作成した書面（整然とした形式及び明瞭な状態で出力され、取引年月日その他の日付及び取引先ごとに整理されたものに限る。）の提示・提出の求め及びその電子取引データのダウンロードの求めに応じることができるようにしているときは、検索機能の確保の要件を充足しているものとする（上記①イ～ハの検索要件の確保を不要とする）。

（注）上記①イの検索条件のうち記録項目について、運用上、取扱いの柔軟化を図る。（スキャナ保存についても同様）

（参考）改正後の電子取引データの保存方法のイメージ

	対象	検索機能の確保の要件(上記(2)①)	その他の要件
保存方法①	制限なし(原則)	必要 ※改正後（注）を適用	・改ざん防止の要件(タイムスタンプ等) ・見読可能装置の備付け等の要件
保存方法② (改正後(1))	新たな猶予措置適用者	不要	・出力書面の提示・提出の求めに応じる ・ダウンロードの求めに応じる
保存方法③ (改正後(2)❶)	売上高が「5千万円以下」の事業者	不要	・改ざん防止の要件(タイムスタンプ等) ・見読可能装置の備付け等の要件 ・ダウンロードの求めに応じる
保存方法④ (改正後(2)❷)	制限なし	不要	・改ざん防止の要件(タイムスタンプ等) ・見読可能装置の備付け等の要件 ・出力書面の提示・提出の求めに応じる(日付等ごとに整理必要) ・ダウンロードの求めに応じる

※令和6年1月1日以後に行う電子取引データについて適用される。

2 スキャナ保存制度の見直し

【スキャナ保存制度の概要】

○ 決算関係書類を除く国税関係書類（取引の相手方から受領した領収書・請求書等）については、以下の要件の下で、スキャナにより記録された電磁的記録の保存により、その書類の保存に代えることを可能とする制度。

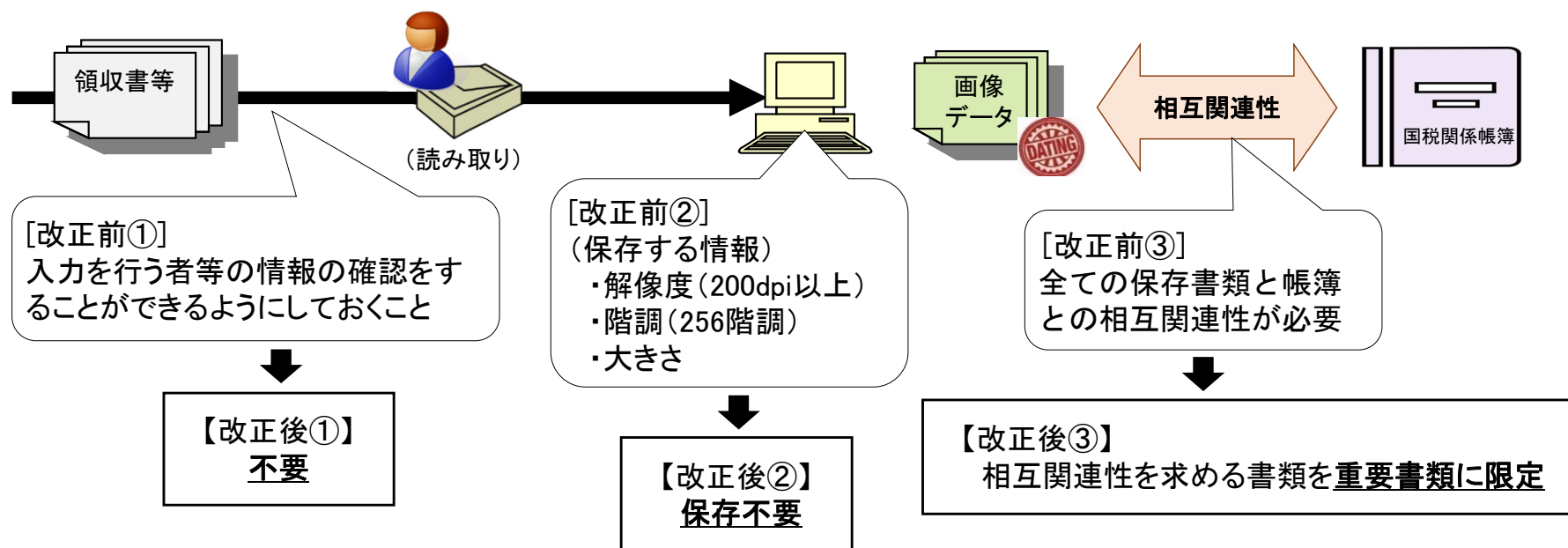
主な要件

- ・入力期間の制限
- ・一定水準以上の解像度及びカラー画像での読み取り
- ・タイムスタンプ付与
- ・バージョン管理（訂正・削除履歴の確保）
- ・入力者等情報の確認
- ・読み取った際の情報（解像度・階調・大きさ）の保存
- ・帳簿との相互関連性
- ・検索機能の確保

【改正後】

- ① 国税関係書類に係る記録事項の入力（読み取り）を行う者等の情報の確認をすることができるようにしておくことを不要とする。（電子取引についても同様）
- ② 国税関係書類をスキャナで読み取った際の情報（解像度・階調・大きさ）の保存を不要とする。
- ③ 帳簿の記録事項との間に、相互にその関連性を確認することができるよう求める書類を、『重要書類』（注）に限定する。

（注）重要書類 = 資金や物の移動に直結・連動する書類。（例）契約書、領収書、納品書、請求書など
一般書類 = 重要書類以外の書類。（例）見積書、注文書、検収書など



※令和6年1月1日以後に行うスキャナ保存について適用される。

3 電子帳簿等保存制度の見直し(優良電子帳簿の範囲の見直し)

- 優良な電子帳簿に係る過少申告加算税の軽減措置の対象帳簿(所得税・法人税)の範囲について、以下の合理化・明確化を行うこととする。

改正前	改正後
仕訳帳、総勘定元帳その他必要な帳簿(全て) ※「その他必要な帳簿」については、法令に基づき一定の取引に関する事項を記載しなければならないとされている。	仕訳帳、総勘定元帳その他必要な帳簿 「その他必要な帳簿」については、 <u>以下の記載事項に係るもの(補助帳簿)に限ることとする。</u>

【優良な電子帳簿に位置づけられる「その他必要な帳簿」の取引に関する記載事項(法人税の場合)】

【優良な電子帳簿の対象帳簿の考え方】

申告(課税所得)に直接結びつきやすい経理誤り全体を是正しやすくするかどうかといった観点から以下の帳簿を対象とする。

- 損益計算書に記載する科目については、課税標準や税額の計算に直接影響を及ぼすことを踏まえ、その科目に関する補助帳簿の全て
- 貸借対照表に記載する科目については、損益計算書に記載する科目との関連性が強く、その科目の変動について把握する必要性が高い科目に関する補助帳簿に限定

記載事項	帳簿の具体例
売上げ(加工その他の役務の給付等売上げと同様の性質を有するものを含む。)その他収入に関する事項	売上帳
仕入れその他経費(賃金・給料・法定福利費・厚生費を除く。)に関する事項	仕入帳、経費帳(賃金台帳を除く。)
売掛金(未収加工料その他売掛金と同様の性質を有するものを含む。)に関する事項	売掛帳
買掛金(未払加工料その他買掛金と同様の性質を有するものを含む。)に関する事項	買掛帳
手形(融通手形を除く。)上の債権債務に関する事項	受取手形記入帳、支払手形記入帳
その他の債権債務に関する事項(当座預金を除く。)	貸付帳、借入帳、未決済項目に係る帳簿
有価証券(商品であるものを除く。)に関する事項	有価証券受払い簿(法人税のみ)
減価償却資産に関する事項	固定資産台帳
繰延資産に関する事項	繰延資産台帳

(注1) 優良な電子帳簿に位置づけられない「その他必要な帳簿」の取引に関する記載事項の例：現金の出納に関する事項(現金出納帳)、当座預金の預入れ及び引出しに関する事項(当座預金出納帳)、上記以外の資産に関する事項(上記以外の資産台帳)

(注2) 所得税の場合は、費用(経費)に関する事項のうち、雇人費、青色専従者給与額及び福利厚生費(賃金台帳)も優良な電子帳簿の対象とする。

(注3) 上記とあわせて、対象帳簿の範囲を明確化するための運用上の措置を講ずる。

高額な無申告に対する無申告加算税の割合の引上げ（令和5年度改正）

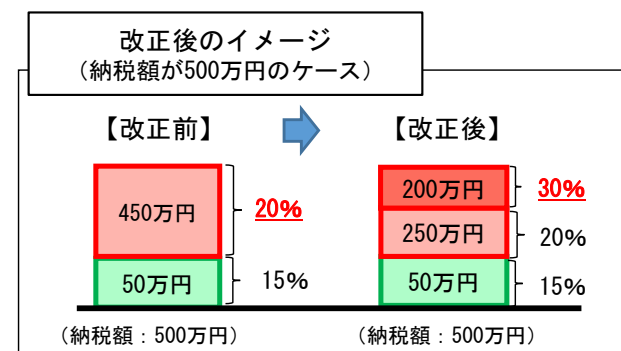
【改正前】

- 期限後申告書の提出や決定等があった場合には、納税者に対し、その申告、更正又は決定に基づいて納付すべき税額に20%（納税額（増差税額）が50万円以下の部分は、15%）の割合を乗じて計算した金額に相当する無申告加算税を課することとされている。

【改正後】

- 申告納税制度の根幹を揺るがす重大な違反である無申告行為のうち善良な納税者の公平感を特に損なう恐れのあるものを未然に抑止する観点から、社会通念に照らして申告義務を認識していなかったとは言い難い規模の高額無申告について、納税額（増差税額）が300万円を超える部分のペナルティとして無申告加算税の割合を30%に引き上げることとする。
- 上記のペナルティについては、高額無申告を発生させたことについて納税者の責めに帰すべき事由がない場合には適用しないこととする。

納税額	50万円以下	50万円超～300万円以下	300万円超
改正前	15%	20%	
改正後	同 上	同 上	30%（注1）



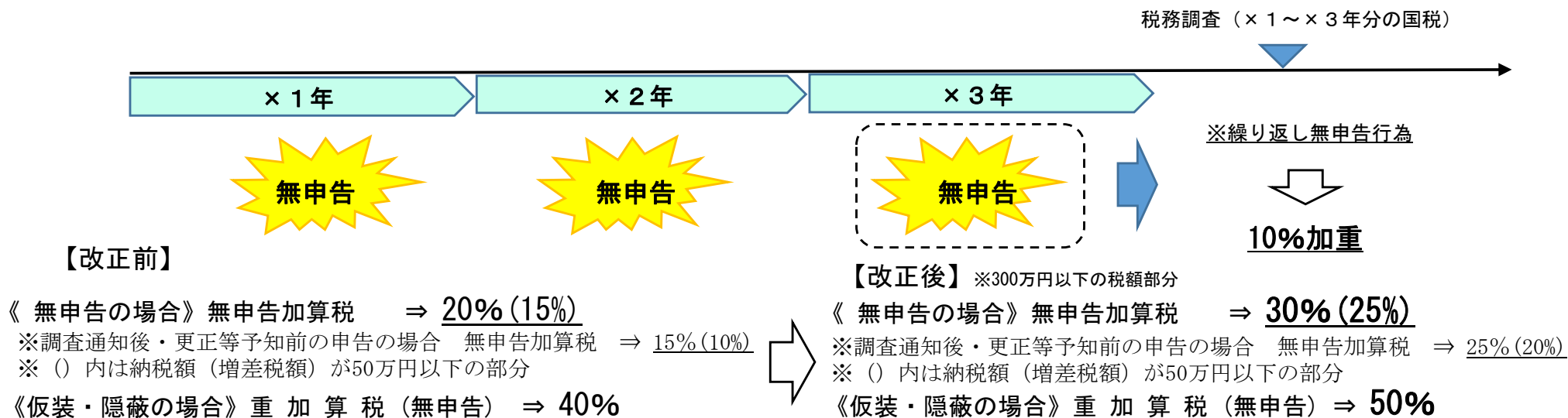
（注1） 高額無申告を発生させたことについて納税者の責めに帰すべき事由がない場合（例えば、相続税事案で、本人に帰責性がない場合（相続人が一定の確認をしたにもかかわらず、他の相続人の財産が事後的に発覚した場合））については、20%となる。

（注2） 令和6年1月1日以後に法定申告期限が到来する国税について適用する。

一定期間繰り返し行われる無申告行為に対する無申告加算税等の加重措置の整備（令和5年度改正）

- 改正前の加算税率は、無申告行為を繰り返し行う者について一度に是正する場合には、無申告行為が繰り返された回数にかかわらず一律であるため、意図的に「無申告行為」を繰り返す者に対する牽制効果は限定的。
- そのため、繰り返し行われる悪質な無申告行為を未然に抑止し、自主的に申告を促し、納税コンプライアンスを高める観点から、前年度及び前々年度の国税について、無申告加算税（注2）又は無申告重加算税を課される者が行う更なる無申告行為に対して課される無申告加算税（注2）又は無申告重加算税を10%加重する措置を整備する。

（注）過去5年以内に無申告加算税等を課された者が再び「無申告又は仮装・隠蔽」に基づく修正申告書の提出等を行った場合に課される無申告加算税等の加重措置のいずれかが適用。



（注1） 過少申告加算税、不納付加算税及び重加算税（過少・不納付）については、上記の改正の対象外。

（注2） 調査通知がある前に申告が行われた場合に課される無申告加算税については、上記の改正の対象外。

（注3） 令和6年1月1日以後に法定申告期限が到来する国税について適用する。